

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学大学院医歯学総合研究科に所属する教員が、自身が研究代表者及び予算責任者となっている厚生労働科学研究費補助金事業において、平成25年度補助金の残額を、次年度以降に実施する成果報告書の印刷・製本などで生じる費用の不足に充当させる目的で先払いを行う、いわゆる預け金を行ったことが発覚いたしました。

調査結果につきましては、以下の URL をご覧ください。

URL : http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kouhou/cyousa_gaiyou.pdf

このことを受け、学内に懲戒委員会を設置し事実確認等を行い、平成28年2月25日付けで当該職員を懲戒処分として戒告といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であります。本学では今後このようなことのないよう、より一層職員の指導に努めていく所存です。

平成28年4月5日

東京医科歯科大学長

吉澤靖之

【本件に関する問い合わせ先】

●懲戒処分に関すること

総務部人事課：(電話) 03-5803-4741

●調査結果に関すること

研究・産学連携推進機構：(電話) 03-5803-5902